

熊本県公報

号外 第 2 号
平成 15 年 3 月 14 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

○熊本県高年齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例	(健康福祉政策課)	4
○熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(高齢保険福祉課)	4
○熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例の一部を改正する条例	(児童家庭課)	4
○熊本県婦人相談所条例の一部を改正する条例	(")	5
○熊本県肢体不自由児施設条例等の一部を改正する条例	(障害保健福祉課)	5
○熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	7
○熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例	(")	8
○熊本県美容師法施行条例の一部を改正する条例	(")	8
○熊本県環境基本条例の一部を改正する条例	(環境政策課)	8
○熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例	(自然保護課)	9
○熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例	(県民生活総室)	9
○熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(")	10
○熊本県農業公園条例の一部を改正する条例	(農 政 課)	10
○熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例	(畜 産 課)	10

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県高年齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例
 - (1) 特定建築物及び特定建築主の定義を改めることとした。(第2条関係)
 - (2) 既存特定建築物の所有者等の基準適合の努力義務に関する規定を整備することとした。(第22条関係)
 - (3) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
 - (1) 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令に定める拠出率を標準として条例で定める割合を「1,000分の5」から「1,000分の1」に改めることとした。(第3条関係)
 - (2) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例の一部を改正する条例
 - (1) 第2条第1項第1号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改めることとした。
 - (2) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県婦人相談所条例の一部を改正する条例
 - (1) 「熊本県婦人相談所」の名称を「熊本県女性相談センター」に変更することとした。(題名及び第1条～第6条関係)
 - (2) 要保護女子の相談、指導、一時保護などの主な業務に関する規定のほかに、女性の相談等に関する業務を設け、婦人相談所の業務に関する規定を整理することとした。(第3条第2項関係)
 - (3) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県肢体不自由児施設条例等の一部を改正する条例
 - (1) 熊本県肢体不自由児施設条例について使用料に関する規定の整備を行うこととした。(第1条関係)
 - (2) 熊本県立肥後学園設置条例について使用料に関する規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
 - (3) 熊本県重度身体障害者授産施設条例の規定について所要の改正を行うことと